

## 令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

(令和3年3月31日石岡市告示第188号)

### (目的)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道等に生活排水を排出できない地域において、合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置をする者に対して、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2号に規定する構造基準に適合する浄化槽であって、次のア及びイに該当するものをいう。
  - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上、放流水のBODが日間平均値20ミリグラム毎リットル以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの
  - イ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である公益社団法人茨城県水質保全協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象になるものについては、同制度に基づき保証登録されたもの
- (2) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型浄化槽 浄化槽のうち放流水の総窒素濃度が20ミリグラム毎リットル以下又は総磷濃度が1ミリグラム毎リットル以下の機能を有するものをいう。
- (3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽 浄化槽のうち放流水の総窒素濃度が10ミリグラム毎リットル以下の機能を有するものをいう。
- (4) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型浄化槽 浄化槽のうち放流水のBODが10ミリグラム毎リットル以下、総窒素濃度については10ミリグラム毎リットル以下、総磷濃度については1ミリグラム毎リットル以下の機能を有するものをいう。
- (5) 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、下水道法（昭和33年法律第79

号) 第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

- (6) 専用住宅 主として自己の居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設したもの(住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものに限る。))を含む。)をいう。
- (7) 転換 専用住宅における単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から新規浄化槽への入れ替えるものをいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築主事等による確認の申請を要する建築物の新築、改築又は増築に伴うものを除く。既設住宅等の建て替え時に浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去が必要となる場合は、単独処理浄化槽の転換には該当しない。
- (8) 単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事 宅内配管として新規浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、桝の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管及び浄化槽からの放流水の敷地内処理装置が対象であり、既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽を浄化槽へ転換(水回りのリフォームと併せて実施する場合も対象)するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域は、次に掲げる区域を除く市内全域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域
- (2) 農業集落排水事業実施区域
- (3) 住宅団地等において、地区内に処理施設を有し、生活排水を処理している区域

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号の区域内において、概ね7年以上整備が見込まれない地域については、補助金の交付対象地域とすることができる。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、前条に規定する地域において、専用住宅に処理対象人員10人以下であり、かつ、第2条第2号から第4号までに規定する高度処理型浄化槽の設置をする者とする。

2 補助対象者は、浄化槽の使用開始後、浄化槽法第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づく年1回の定期検査を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助の対象

としない。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売及び賃貸の目的で浄化槽付き専用住宅を建築する者
- (3) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 社員又は職員等の福利厚生のための住宅又は公営住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 市税等（市税、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水施設使用料）に未納がある者
- (6) 申請時に市外に在住している者で、浄化槽設置完了後、申請をした年度末までに、本市に住民票の異動ができない者
- (7) 申請時に下水道区域に在住（所有する住宅）し浄化槽を使用している者が、浄化槽区域に転居し新たに浄化槽を使用する者

4 補助の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する経費又は既設単独処理浄化槽を撤去（埋め戻しを除く。）して浄化槽の転換に要する経費、単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める金額とする。この場合において、浄化槽の設置に要する経費又は既設単独処理浄化槽を撤去して浄化槽の転換に要する経費、単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事に要する経費が補助金額に達しないものは、その額を補助金とし、千円未満切り捨てとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、浄化槽設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、浄化槽の設置及び既設単独処理浄化槽を撤去する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 配置図及び排水系統図
- (3) 設置費見積書
- (4) （既設単独処理浄化槽を撤去する場合）現況の配置図、排水系統図、写真及び撤去費見積書
- (5) （単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事を行う場合）宅内配管の断面図、宅内

配管工事費見積書

- (6) 浄化槽設置届出書の写し
- (7) (新築, 改築又は増築の場合) 建築確認通知書の写し
- (8) 登録書
- (9) 登録浄化槽管理票 (C票)
- (10) 保証登録書
- (11) 浄化槽工事業の登録, 届出等を証する書面
- (12) 浄化槽設備士免許状 (昭和62年度以前免許取得者は特別講習会修了証書) の写し
- (13) 補助金交付対象地域 (下水道認可区域外, 農業集落排水事業実施区域外) の証明書
- (14) (住宅等を借りている場合) 賃貸人の承諾書
- (15) 覚書の写し
- (16) 市税等の納付を証明するもの
- (17) その他市長が必要と認める書面

(交付の決定)

第7条 市長は, 前条の申請があった場合は, 当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により, 補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し, 補助金を交付すべきものと認めるときは, 補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は, 補助金の交付を決定する場合において, 次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更 (市長が定める軽微な変更を除く。) し, 又は補助事業を中止し, 若しくは廃止しようとする場合においては, あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定に期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては, 速やかに, 市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定の通知等)

第9条 市長は, 補助金の交付を決定したときは, 速やかに, その決定の内容及びこれに

付した条件を浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 補助事業者は前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じたときは、浄化槽設置事業費補助金変更申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき。
- (2) 補助金の交付の対象となった事業の内容を変更するとき。
- (3) 補助金額に変更が生じるとき。
- (4) 設置場所を変更するとき。
- (5) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは浄化槽設置事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）、その他にあっては浄化槽設置事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（現場確認）

第12条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助事業の施工状況等を現場において確認するものとする。単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事においては、施工完了後（実績報告書提出前）に現場確認するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、浄化槽設置事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、速やかに、提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し及び内訳書

- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書（一括契約書）の写し
- (3) 浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- (4) 施工状況写真
- (5) 浄化槽設備士の証明したチェックリスト
- (6) （単独処理浄化槽撤去の場合）産業廃棄物管理表（マニフェストE票）の写し
- (7) （申請時に市外在住の場合）住民票
- (8) 補助金の請求書
- (9) その他市長が必要と認める書面  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、浄化槽設置事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、浄化槽設置事業費補助金交付請求書（様式第8号）に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対し速やかに補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 浄化槽の設置が不相当であると認めるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 市長の指示又は条件に従わなかったとき。
- (4) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (7) その他市長が特に必要であると認めるとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、浄化槽設置事業費補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第17条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（令和2年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱の廃止）

2 令和2年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱（令和2年石岡市告示第229号）は、廃止する。

## 別表

区分			補助金額
第2条第2号に定める浄化槽	5人槽	転換	585,000円
		転換以外	384,000円
	7人槽	転換	748,000円
		転換以外	462,000円
	10人槽	転換	968,000円
		転換以外	585,000円
第2条第3号に定める浄化槽	5人槽	転換	685,000円
		転換以外	474,000円
	7人槽	転換	901,000円
		転換以外	615,000円
	10人槽	転換	1,143,000円
		転換以外	723,000円
第2条第4号に定める浄化槽	5人槽	転換	1,099,000円
		転換以外	876,000円
	7人槽	転換	1,475,000円
		転換以外	1,219,000円
	10人槽	転換	2,063,000円
		転換以外	1,719,000円
単独処理浄化槽の撤去			90,000円
単独処理浄化槽の転換に係る 宅内配管工事			300,000円



年 月 日

石岡市長 宛

住所  
氏名  
電話

浄化槽設置事業費補助金交付申請書

浄化槽設置事業費補助金の交付を受けたいので、令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、浄化槽を設置し、使用を開始した後、浄化槽法第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づく年1回の定期検査を確実に受検します。

記

設 置 場 所	石岡市
浄化槽の名称及び型式	
補 助 区 分	<input type="checkbox"/> 窒素又は磷除去 <input type="checkbox"/> 高度窒素除去 <input type="checkbox"/> 窒素及び磷除去
	<input type="checkbox"/> 転換 <input type="checkbox"/> 転換以外
	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽の撤去
	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円 内訳 (浄化槽設置分 円) (単独処理浄化槽の撤去分 円) (単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事分 円)
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 工 業 者	住 所 社 名

(裏面につづく)

## 添付書面

- 1 設置場所の案内図
- 2 配置図及び排水系統図
- 3 設置費見積書
- 4 (既設単独処理浄化槽を撤去する場合) 現況の配置図, 排水系統図, 写真及び撤去費見積書
- 5 (単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事を行う場合) 宅内配管の断面図, 宅内配管工事費見積書
- 6 浄化槽設置届出書の写し
- 7 (新築, 改築又は増築の場合) 建築確認通知書の写し
- 8 登録書
- 9 登録浄化槽管理票 (C票)
- 10 保証登録書
- 11 浄化槽工事業の登録, 届出等を証する書面
- 12 浄化槽設備士免許状 (昭和62年度以前免許取得者は特別講習会修了証書) の写し
- 13 補助金交付対象地域 (下水道認可区域外, 農業集落排水事業実施区域外) の証明書
- 14 (住宅等を借りている場合) 賃貸人の承諾書
- 15 覚書の写し
- 16 市税等の納付を証明するもの
- 17 その他市長が必要と認める書面

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浄化槽設置事業費補助金の交付については、令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、浄化槽使用開始後、浄化槽法第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づく年1回の定期検査について、確実に受検すること。

記

- |   |                       |    |     |
|---|-----------------------|----|-----|
| 1 | 決定の区分                 | 交付 | 不交付 |
| 2 | 補助対象経費                |    | 円   |
| 3 | 補助金交付決定額              |    | 円   |
|   | 内訳                    |    |     |
|   | （浄化槽設置分               |    | 円）  |
|   | （単独処理浄化槽の撤去分          |    | 円）  |
|   | （単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事分 |    | 円）  |
| 4 | 不交付理由                 |    |     |

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

浄化槽設置事業費補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった浄化槽設置事業費補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更内容	当初決定内容
浄化槽型式		
交付決定額 変更後の補助金申請額		
着工予定年月日 完了予定年月日		
施工業者の所在地及び 社名		
その他		

添付書類

- (1) 浄化槽設置費補助金交付決定通知書（写し）
- (2) 当初申請に添付した書類のうち、変更をする書類一式

様式第 4 号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

浄化槽設置事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更について、令和3年度石岡市  
浄化槽設置事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により承認し、次のとおり変更決定  
したので通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

様式第 5 号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

浄化槽設置事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、承認したので通知します。

1 補助金の名称

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

浄化槽設置事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった浄化槽設置事業費補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

設置場所	石岡市
浄化槽の名称型式	
設置事業費	円
交付決定額	円 内訳 (浄化槽設置分 円) (単独処理浄化槽の撤去分 円) (単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事分 円)
事業完了年月日	年 月 日

(裏面につづく)

## 添付書面

- 1 領収書の写し及び内訳書
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書（一括契約書）の写し
- 3 浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- 4 施工状況写真
- 5 浄化槽設備士の証明したチェックリスト
- 6 （単独処理浄化槽撤去の場合）産業廃棄物管理表（マニフェストE票）の写し
- 7 （申請時に市外在住の場合）住民票
- 8 補助金の請求書
- 9 その他市長が必要と認める書面



様式第7号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

浄化槽設置事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和3年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

内訳

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (浄化槽設置分)               | 円) |
| (単独処理浄化槽の撤去分)          | 円) |
| (単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事分) | 円) |

支払予定日 年 月 日

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

印

浄化槽設置事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のあった補助金について、令和 3 年度石岡市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金	円
交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知 (	第 号)
補 助 金 交 付 決 定 額	金	円
確 定 通 知	年 月 日付け通知 (	第 号)
補 助 金 確 定 通 知 額	金	円
振 込 先	銀 行 農 協 信用金庫 信用組合 店	
	預 金 種 目	普通 当座 その他
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義 人	

様式第9号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

浄化槽設置事業費補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで確定通知した補助金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 交 付 決 定 額	金 円
確 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 確 定 通 知 額	金 円
返 納 ・ 返 還 事 由	